

個人情報保護に関する規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）は個人情報取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインを遵守し、適切に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じる。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは特定の個人を識別できる情報であり、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、及びその他の情報を指す。また、ここにいう個人とは以下の者をいう。

- (1) 本会の会員
- (2) 本会事業の関係者（講師、公開セミナー出席者、事業に際し個別に依頼した専門家等）
- (3) 本会の役職員（派遣職員、パートタイマー勤務者を含む）

(個人情報の取得及び利用目的)

第3条 本会並びに公益社団法人日本理学療法士協会、都道府県理学療法士会の事業推進に必要な範囲で、且つ適法で公正な手段により個人情報を取得するとともに、取得時に通知した利用目的の範囲内でのみ利用する。

(個人情報の安全管理措置)

第4条 取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、安全管理に関する取扱規程等の制定実施を図り、個人情報の保護に取り組む。

(個人情報の第三者への預託)

第5条 事業推進のため、または個人情報保護のために、個人情報を第三者に預託する場合がある。

個人情報を預託する場合には、預託先における適切な取扱いを確保するために契約を締結し、その取扱い状況の点検等を行う。

(個人情報の第三者への提供)

第6条 個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除いて本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事項を遂行する場合

(個人情報の開示、訂正、又は削除)

第7条 以下の事項について、適切且つ合理的な範囲で対応する。

- (1) 第2条に定める個人から自己の個人情報について開示を求められた場合
- (2) (1)の結果、本会が保有している個人情報につき訂正、または削除を求められた場合

(個人情報保護遵守にあたって)

第8条 個人情報の適切な取扱い実施のため、役職員に対し継続的に教育・指導を実施徹底し、また必要に応じて改善を図っていく。

(照会者の確認について)

第9条 身分証等により照会者が本人であることを確認すること。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成18年4月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月2日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、令和4年3月12日一部改正により施行する。